

自治体の非常勤職員弁護士のリアル

【報告者】

黒田 修平

Kuroda Shuhei (69期)

岩元 昭博

Iwamoto Akihiro (60期)

中澤 さゆり

Nakazawa Sayuri (56期)

三澤 正大

Misawa Masahiro (63期)



1 はじめに

2024年12月6日に行われた今年度の自治体内弁護士の座談会では、非常勤職員として自治体に勤務する弁護士からお話を伺いました。

弁護士登録後は、法律事務所、証券会社のインハウス、原子力損害賠償紛争解決センターの調査官を経て独立し、2023年4月から石川県金沢市にて週5日勤務しています。

2 自己紹介

岩元 60期の岩元昭博です。弁護士登録後、企業法務中心の法律事務所、東京都法務課や国土交通省航空局での任期付職員などを経て独立し、2024年8月から品川区役所で週2日勤務しています。

中澤 56期の中澤さゆりです。弁護士登録後、企業法務中心の法律事務所、一般民事中心の法律事務所を経て、一旦自主的な育児休業を取りました。その後、国立市役所での任期付職員を経て独立し、2023年4月から青梅市教育委員会で、教育法務相談員として、週2~3日勤務しています。

三澤 63期の三澤正大です。現在は金沢弁護士会に所属していますが、以前は二弁の会員でした。

3 非常勤職員となった動機・きっかけについて

岩元 日弁連のサイトで、品川区でコンプライアンスに関連する事案への対応を職務内容として、週2日と週3日勤務の弁護士を1名ずつ募集しているというのを知りました。

東京都で勤務していたときの業務内容は訴訟対応が主でしたが、都での業務経験を生かしながらも、訴訟以外の自治体法務も取り扱っていきたいと考えていたところでした。非常勤であれば受任中の案件も継続できることと、事務所からの近さといった、色々な条件がちょうどそろったので応募しました。

中澤 私は特に事件があるわけでもなく独立したので、固定収入がないところで、どうしようかと

思っていたときに、青梅市で非常勤も可という募集が出ているのを見て応募しました。青梅市に元々知り合いの弁護士がいたことも応募のきっかけになりました。

三澤 私は、多くの家事事件を取り扱っていた中で、不利な内容の離婚条件を相手方から押し付けられていたり、そもそも養育費の合意がされていないようなケースを目にして、この問題を社会問題として解決していくことができないかと考えていたところ、金沢市が養育費の確保の取組みを職務内容として、弁護士を募集しているのを見つけて、応募してみることにしました。

入庁してから知ったことですが、こども家庭庁が実施する養育費の確保等の事業の中で、この取組みに関わる非常勤職員の人事費を最大50%補助する助成金があり、金沢市はこれにも着目して、非常勤の弁護士職員を募集していたのです。

4 現在の業務内容について

岩元 所属が区長室総務課コンプライアンス推進担当という、2024年度にできた部署で、府内の各部局からの法律相談への対応、区立の小・中学校でのいじめ事案、職員の服務事故やハラスメント、内部通報事案などの調査や対応、法的な助言といった内容で、広くコンプライアンスに関する事項を扱っています。

いじめ事案への対応については、福祉や心理の専門家が中心に対応方針を決めますが、弁護士の職員は法的な観点からアドバイスをしたり、関係者との面談に同席したりしています。

中澤 私はいじめ問題に限らず、教育委員会が管轄する博物館や美術館も含めた教育委員会内全体の法律相談を受けています。相談は、校長や副校長から直接電話をいただくこともあります。いじめの問題に関しては、いじめ重大事態の調査委員会の事務局の運営補助や報告書の作成補助などもしています。

三澤 主に養育費の確保の取組みを自治体として推進していくプロジェクトに関わっています。

もっとも入庁した2023年度は、父母に養育費の確保を促す助成金や仕組みがほぼない状態で、制度設計から始めました。2024年度からは、本格的に制度運用が始まり、子育て関係の自治体の窓口等で、離婚した親などが養育費を受け取れないことを確認したら、速やかに法律相談に移行し、その中で、弁護士等の専門家を紹介したり、調停費用や弁護士費用の助成制度の案内をしています。また、助成制度を弁護士会、公証役場、法テラスなどで周知する取組みもしています。

その他、今年度からは、職員の法律相談にも乗っています。

5 採用形態と勤務条件について

黒田 弁護士が自治体の非常勤職員になる場合には、主に地方公務員法22条の2で定める会計年度任用職員と、地方公務員法3条3項で定める特別職の非常勤職員の2つの採用形態が考えられるところですが、皆さんの採用形態と勤務条件について教えていただければと思います。

岩元 採用形態は会計年度任用職員です。シフトとしては週2日勤務ですが、業務の都合で2日出られない週がある場合には、その週の1日分を翌週に振り替えて次の週は週3日というような調整も柔軟にできます。

報酬は、週2日勤務が基本月額約22万円、週3日が基本月額約33万円で、期末・勤勉手当、超過勤務手当などは別途支給されます。年休も取得できます。任期は、原則として今年度が終わるまでです。

中澤 私は、地方自治法174条の専門委員で、地方公務員法3条3項の特別職の非常勤職員となります。勤務日は年間144日で、概ね月12日となっています。そのうち8日程度は市役所に出勤して、4日程度は自宅又は事務所でリモートワークをし

ています。勤務日以外も電話やメールでのご相談は受けています。報酬は、任期付職員の報酬を基にして、1日当たり約3万5000円となっています。任期は、要綱上は2年で、更新が認められています。

黒田 中澤先生は特別職の非常勤職員なので地方公務員法の適用を受けないということになりますが、任期付職員をされていたときと比べて、何か違いを感じることはありますか。

中澤 タイムカードがなく、出退勤を厳密に管理されていないというのが大きな違いかと思います。

三澤 私は週5日、9時から5時までの勤務で、フルタイムに近いです。待遇は年収約750万円で、その他に手当等はありませんが、年休は取得できます。配属部署は子育て支援課で、異動は想定されていません。任期は1年ですが、更新期間の上限はありません。

黒田 三澤先生はフルタイムに近い働き方ですが、どのようなところにメリットを感じていますか。

三澤 兼業兼職が可能というところです。入庁前は、町弁だったので、依頼者との関係やそれまでの経緯などから、ほかの弁護士に引き継げない事件がありました。継続して弁護士業もできるということは、自治体で働く大きな決め手になりました。

6 勤務時間や勤務日以外の業務について

岩元 業務に関する作業は、情報管理の観点から職場のパソコンで行っていますので、持ち帰っての業務はしていません。通常の勤務時間以外にも業務をすることが必要な場合には、出勤した日に残業をすることで対応しています。

案件に関連する法令の調査を、勤務時間外にすることはありますが、弁護士業務を行う上で通常必要になる個人的な勉強の範囲で済む程度で行っています。

中澤 勤務日以外も相談可能なので、急ぎのとき

は相談が来ることもありますが、それほど頻度は多くないです。

三澤 私の場合もほとんど時間外勤務はありません。退勤時刻後に相談対応した場合や土日の行事で父母向けの法律相談を担当する場合、時間外勤務になりますが、平日に振替休暇を取得して調整しています。

法令や判例の調査等を時間外にすることもありますが、この点は、岩元先生と同じ感じです。

7 顧問と別に非常勤職員を採用する自治体のメリット

岩元 庁内にいる弁護士に相談が受けられるということで、外部の弁護士よりも相談しやすいというメリットはあると思います。

また、非常勤とはいえ、自治体の一職員ですので、相談資料がきれいに準備できていなくても気軽に相談していただけているのではないかと思っています。

中澤 私が入ってからは、まず私が相談を受け付け、判断が難しい案件についてのみ、所管課の方と一緒に、顧問の先生にご相談している運用になっているので、判断が難しい案件もそうではないものも、非常勤職員の弁護士がいることで、スムーズに回答が得られるようになったと思います。

三澤 金沢市では、外部弁護士に相談したい場合、まず担当部署で相談事項をまとめて、外部弁護士との窓口となる部署と協議し、どの弁護士に相談するかを検討してようやく相談できるという、担当者にとってはやや負担感のあるプロセスをたどることになるので、私が入ってからは、相談したいことがきっと固まってなくても、メッセージ1本送っていただければすぐそちらに伺いますという周知をし、気楽に相談してもらうようにしています。

結果として外部弁護士に相談に行くことになっ

たとしても、まずは私が関与して一旦整理することは、それなりに意味があるのだろうと思っています。

8 非常勤職員としての経験をどのように生かしていくか

三澤 養育費確保の取組みは、他自治体に横展開をしていくことが可能なので、他の自治体で働いたり、こども家庭庁等でこの取組みに関連して働くということも選択肢になってくると思います。

町弁に戻ったとしても、金沢市で築いた人間関係を生かして、当地で行政関係の相談や事件を積極的に受けしていく方向性もあるだろうと思っています。

中澤 今の段階でも、教育委員会にいることで、いじめ事案に関する業務の受任につながっていると思います。具体的には他の自治体のいじめの調査委員会の委員や、いじめに関係する生徒の代理人などを行っています。

岩元 今まであまり関わる機会のなかった広い範囲での自治体業務を担当でき、業務経験の幅は広がってきていますので、この点は今後の業務にも役に立つと思っています。

また、これまでの国と都での任期付としての常勤という勤務形態に加えて、区で非常勤という今までとは違った形態で勤務することができ、これまでと異なる視点で役所を見る機会が得られたことは、今後も行政関係の法務を扱う上で生きてくることもあるかと考えています。

9 非常勤職員としての働き方や業務内容についての満足度と課題

三澤 一番満足しているのは、公務員の方々の質です。職員は、課題を自分事として捉えていて、相談結果を踏まえて実際にどういうふうに判断し

進めていくかは、あくまでも自分たちであるという自覚と責任を持っていると感じることが多く、仕事や人間関係でストレスを抱えることは全くありません。

扱う法分野も、行政法にとどまることではなく、家族法、民法、労働法、倒産法、著作権法などの分野を中心に、あらゆる種類の相談があり、知的好奇心は非常に満足させられています。

課題としては、週5日、9時から5時までの勤務時間は確実に拘束され、この時間を短縮する裁量はないというところがあると思います。

中澤 満足している点としては、公務員の方は非常に真面目で、とてもいい方が多くて、本当にストレスなく働けています。また、教育委員会だけでも、事業は多岐にわたりますので、非常に面白いなと思っています。他方で、週2回は出勤で時間が拘束されるなか、弁護士業も維持しながら現在の報酬でやっていくのは、やや厳しいと思っているところです。

岩元 職場環境という面では、弁護士業務の都合上必要となる、勤務日のシフトや勤務時間などの調整はかなり柔軟に対応をしていただけています。また、職員の方々に恵まれていることについては同意見です。

業務の内容面では、2024年度に新設された部署なので、業務を行う体制や進め方のプロセスを職員の方々と一緒にアイデアを出しながら形作っていくという業務自体にもやりがいを感じています。

課題としては、やはり週2日営業時間中に弁護士業務ができないという点は、裁判や打合せの予定を入れるのに、想定していたよりも支障を感じています。

その他、会計年度任用職員という立場なので、公務員としての服務規律の適用を受けますので、弁護士法や弁護士職務基本規程による規律と、公務員としての服務規律がどのように適用されることになるのか分かりづらいところもあり、悩ましく感じことがあります。